

# 平成 28 年度 全社協 政策委員会

## 事業・活動計画

「全社協福祉ビジョン 2011」が謳う地域に暮らす住民が安心して暮らせる「ともに生きる豊かな福祉社会」の実現を目指して、政策委員会では、その構成組織である社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員協議会等との連携・協力のもとに、少子高齢化や人口減少とともに増大する福祉ニーズに対応できる福祉政策・制度の一層の拡充と確立、それらの基盤となる社会保障関係財源の確保のための政策要望、予算要望、提言をはかり、その実現のため組織的な行動を展開する。

### <情勢変化への対応方針>

#### 1. 2020 年(平成 32 年)に向けた財政健全化と福祉諸制度改革を見据えた対応

##### (1) 財政健全化と社会保障・福祉財源の安定的な確保

##### 【2020 年(平成 32 年)の財政健全化に向けた歳出改革】

- ①平成 27 年 6 月に閣議決定された「骨太の方針 2015」では、2020 年度(平成 32 年度)の財政健全化目標の達成に向けた今後 5 年間の計画の基本方針が示された。そのなかで、「計画の初年度である平成 28 年度予算から手を緩めることなく本格的な改革に取り組む」とされ、とくに歳出改革においては高齢化による社会保障の増加分をのぞき「聖域なく徹底的な歳出削減を一層加速させる」としている。
- ②計画期間の当初 3 年間(2016～2018 年度)を「集中改革期間」と位置づけ、平成 28 年度から「経済・財政一体改革」を集中的に進めるとしている。集中改革期間では、改革の取組を毎年度の予算編成、関連するすべての計画及び基本方針や法案等に反映させていくとしている。
- ③経済財政諮問会議は、上記の基本的な考え方に基づき「経済・財政再生アクション・プログラムー“見える化”と“ワイズ・スペンディング”による『工夫の改革』ー」(平成 27 年 12 月)をとりまとめ、社会保障などの主要分野における改革の方向性の具体化と時間軸を明確に示した。

- ④2016年度（平成28年度）については、「改革初年度のスタートダッシュ」とされ、計画の初年度にあたることから、「デフレ脱却・経済再生」の取組を加速させるとともに、同プログラムを予算等に的確に反映し、歳出改革等を着実に推進するとしている。

### **【2018年（平成30年）までの社会保障改革の工程】**

- ①「経済・財政一体改革」において、社会保障については、社会保障・税一体改革を確実に進めつつ、経済再生と財政健全化及び制度の持続可能性の確保の実現を目指した改革を行うとしている。団塊の世代が後期高齢者になり始める2020年度（平成32年度）代初め以降の姿も見据えつつ、医療・介護体制の適正化や生活保護等のさらなる適正化などを集中改革期間で集中的に取組を進めること、2020年度（平成32年度）までの検討実施にかかる改革工程を速やかに具体化していくなかで、予断を持たずに検討するとしている。
- ②さらに、規制改革会議は、規制改革実施計画の重点事項について平成28年度までフォローアップするとしており、「介護・保育事業等の経営管理の強化とイコールドフットイングの確立」や規制緩和の動きについて注視する必要がある。
- ③また、財政制度等審議会は、平成27年6月に2020年度までの財政健全化計画等に向けて建議している。具体的には、医療・介護の制度改革と効率化、生活保護制度の検証、障害福祉や子育て支援などの改革の考え方を提起している。

### **対応方針**

- ①これらのわが国における経済や政策の動向、一方での福祉ニーズの量的・質的变化を前提とすると、2020年（平成32年）までの間における社会保障・福祉制度の財源確保は、新たな財源が確保されなければ厳しい状況にあることが見込まれる。政策委員会とその構成組織は連携・協力し、中期展望のもとに、政策要望・予算要望や政策提言等の取組を強化していくことが必要である。
- ②2018年（平成30年）までの社会保障・福祉諸制度の改革を総合的かつ横断的に捉え、福祉サービスの利用者、福祉サービスを担う福祉人材及び、納税者の観点から、福祉諸制度への提言・要望と予算の再構築について具体的に提案していくことが必要である。

## **(2) 社会保障・福祉諸制度の改革と福祉サービスの課題への対応**

### **【一億総活躍社会の実現と子ども・子育て対策】**

- ①平成 27 年 9 月に一億総活躍社会の実現を目指すアベノミクス「新・三本の矢」が示され、第一の矢「希望を生み出す強い経済」により名目 GDP600 兆円を実現し、経済の好循環を強力に回していくこと、第二の矢「夢をつむぐ子育て支援」、第三の矢「安心につながる社会保障」により、結婚・子育ての希望の実現や仕事と介護を両立できる環境づくりに取り組むとされた。
- ②第二、第三の矢が第一の矢と相まって、消費の底上げ、投資の拡大につながり、経済の好循環がより一層強化するとされ、平成 27 年度補正予算、平成 28 年度予算においては、子ども・子育て支援や介護サービス等の充実やそのための人材確保などの緊急対策のための各種施策が予算化された。

### **【介護、障害、子ども・子育て等の福祉諸制度改革】**

- ①平成 29 年 4 月には、平成 27 年 10 月から延期されていた消費税率 10%への引き上げが実行される予定である。また、平成 30 年 4 月には、介護保険制度改革及び介護報酬と診療報酬の改定、障害者総合支援法の改正と障害福祉サービス等の報酬改定が予定されている。さらに、子ども・子育て支援新制度における保育の充実と質の改善が重要課題となっている。
- ②また、平成 30 年度に向けて、生活保護の給付のあり方とともに生活困窮者自立支援等のセーフティネット関連の制度と事業の見直しが予定されており、平成 28 年～29 年の 2 年間で具体的な議論が進められる。

### **【新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン】**

- ①福祉サービスのあり方をめぐっては、福祉ニーズの多様化・複雑化、人口減少などの福祉をとりまく課題に対応するため、厚生労働省は「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現－新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン－」（平成27年9月）と「工程表」（平成28年3月）を示した。
- ②ここでは、新たな福祉ビジョンとして高齢者、障害者、児童等の分野にかかわらず、包括的・総合的に支援する仕組みを地域の実情に応じて構築するという今後の福祉の方向性を提起している。さらに、福祉サービスの総合的な提供に向けて、全県でのモデル事業の実施とともに、各制度について平成28年度から平成30年度までにかけて検討が進められる。

## **対応方針**

- ① こうした情勢をふまえ、政策委員会とその構成組織は連携・協力のもとに、福祉サービスの各分野に共通する課題認識と展望をもって、社会福祉諸制度の改革による福祉現場への影響や社会福祉事業の経営・運営の課題等を整理し、その対応策としての制度改革や改善をはかる政策提案、政策要望や予算要望等の取組をさらに強化していくことが必要である。
- ② 平成28年度は、平成29年予算要望に向け課題を整理するとともに、平成30年に向けての諸改革を見据えた課題への対応について、福祉諸制度の拡充・強化及び、予算確保などをもって取組を進める必要がある。
- ③ 福祉サービスを担う福祉人材の確保・育成・定着が深刻な課題となっている。全社協政策委員会としてとりまとめた「地域を支える福祉人材確保・育成・定着の緊急対策」（平成28年3月）のもとに、総合的・中長期的な視点での取組をはかり、多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・条件の改善などといった働き続けることができる福祉の職場づくりのための対策を緊急的に講じていくことが必要である。

### **(3) 公益法人税制の見直しへの対応**

- ① 政府税制調査会での公益法人税制の見直しにおいて、社会福祉法人が実施する介護事業への課税、収益事業にかかる軽減税率やみなし寄附の見直しが課題とされている。平成28年度の与党税制改正大綱（平成27年12月）では、公益法人課税について引き続き検討を行うこととされた。

## **対応方針**

- ① 社会福祉法人の税制は、法人の非営利性・公共性の根幹をなす仕組みであり、その堅持は必要かつ不可欠である。現行の税制を堅持するため、引き続き公益法人課税に関する議論の情報収集をはかり、状況に応じて幅広い社会福祉関係組織・団体の連携・協働のもと、活動を展開する必要がある。

## **2. 社会福祉法人制度改革への対応強化、主体的な取組の促進**

### **(1) 社会福祉法人改革への取組**

- ① 平成28年3月末、社会福祉法人制度改革のための「社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立した。すべての社会福祉法人関係者は、平成28年から平成29年度にかけ、法人経営のガバナンスの強化、財務の透明性の確保や情報開示の強化などの事業運営の透明性の向上等の改革事項について、社会福祉法人の責務として主体的に取り組まなければならない。

## (2) 地域における公益的な取組の実施

- ①地域における公益的な取組を実施することが社会福祉法人の責務とされるなかで、社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会が専門性を含めた資源を有効に活用し、かつ連携・協働しながら、生活課題・福祉課題を抱えた人々への支援を展開していくことが必要である。

### 対応方針

- ①平成 29 年度の本格施行に向けて、政省令等の整備とともに、制度の詳細と対応を要する事項が示されることとなる。政策委員会とその構成組織は連携・協力のもとに、社会福祉法人改革に向けた意識改革とともに、社会福祉法人経営の透明性の向上や地域の福祉ニーズに応じた多様かつ専門性をいかした地域での公益的な取組の展開を働きかけていくことが必要である。

上記の情勢変化への対応方針にそって、政策委員会として以下の事業・活動を進めることとする。

## <事業・活動計画>

### I. 「全社協 福祉ビジョン 2011」第 2 次行動方針の取組の促進

「全社協福祉ビジョン 2011」第 2 次行動方針（平成 27 年 3 月）に掲げた 7 つの重点課題への取組について、全国の各地域における社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員など関係福祉組織の連携・協働のもとに展開が促進されるよう働きかける。

#### 全社協福祉ビジョン 2011 第 2 次行動方針【抜粋】

##### いま、取り組むべき 7 つの重要課題

1. 地域における総合相談・生活支援体制の強化、確立
2. 地域での公益活動の展開強化
3. 福祉サービスの質の向上と社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会の経営管理の強化
4. 福祉の職場の社会的評価の向上、福祉人材の確保・育成・定着の取組強化
5. 大規模災害と防災への対応の強化
6. 地域住民等の地域コミュニティへの参加環境づくり
7. 地域での計画的な福祉基盤の確立と制度改革の働きかけ

## **Ⅱ. 社会保障・福祉制度改革等にむけた取組と政策制度及び福祉予算拡充のための要望・活動、政策提言**

### **1. 社会保障・福祉制度、予算・税制に関する提言・要望活動**

高齢者、障害児・者、子ども・子育てなどの福祉制度の拡充、生活困窮者自立支援及びセーフティネット関連事業等による地域福祉の推進など福祉政策・制度の重要課題への対応についての取組方針を明確にし、政策委員会と構成組織の連携・協働のもとに、要望・提案に必要となるエビデンスを検討・確保しつつ、政策制度要望、予算要望、政策提言を行い、その実現のための対応、活動の展開をはかる。

#### **(1) 社会保障・福祉制度の重要課題への対応及び、社会福祉関係予算の拡充のための制度政策要望、予算要望、政策提言の強化**

##### **【平成 28 年度の重点課題】**

- ①一億総活躍社会の実現への対応
- ②社会福祉法人制度改革への対応
- ③福祉人材の確保・育成・定着の取組強化
- ④生活困窮者の自立・就労支援等の推進を含めたセーフティネット関連事業の再構築（生活困窮者自立支援、生活福祉資金、日常生活自立支援事業、地域生活定着支援センター等）
- ⑤子ども・子育て支援新制度における「質」の改善
- ⑥社会的養護の基盤強化と養育・支援の向上
- ⑦医療・介護、障害福祉サービス提供体制の基盤整備
- ⑧新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンへの対応

#### **(2) 社会福祉法人の税制（法人税非課税等）の堅持のための要望活動**

### **2. 全国、都道府県・指定都市段階での陳情・要望活動の取組の強化**

社会福祉関係予算の確保や税制改正等の重要課題について、国政や行政、マスコミなどに対して、全国、都道府県・指定都市段階において社協と種別協議会等が一体となった陳情・要望活動に取り組む。

### **3. 政策委員会・構成組織との共同による要望活動の強化**

政策委員会とともに対応が必要とされる種別協議会等の構成組織の重点的な要望事項（要望書等の集約）については、幹事会での対応方針等の確認と施設協連絡会等と連携・調整のもとに、要望事項の協議と要望活動に取り組む。

### **Ⅲ. 福祉人材の確保、育成、定着の取組の強化**

政策委員会『地域を支える福祉人材確保・育成・定着の緊急対策』（平成 28 年 3 月）のもとに、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間を緊急的な取組期間として、社協と社会福祉法人・福祉施設等での福祉人材の確保、育成、定着を働きかける。また、各構成組織における取組状況を把握する。

政策委員会が提唱する『働きやすく、やりがいの感じられる福祉の職場づくり推進要領』による取組のはたらきかけや社会福祉法人・福祉施設の積極的な実践について、ホームページ等により情報提供を行う。

### **Ⅳ. 社会福祉法人の経営・運営の重要課題への取組の徹底と強化**

社会福祉法人制度改革にかかる取組課題等への対応とともに、社会福祉法人におけるガバナンスの強化と事業の透明性の向上、公益的な取組の促進などについて働きかける。

### **Ⅴ. 全社協 社会福祉懇談会への参加・協力**

全社協主催の社会福祉懇談会において、政策検討の情勢等を踏まえ、必要に応じて福祉諸制度改革や重点事項などを提起する。

### **Ⅵ. 情報収集と提供ならびに広報等の強化**

#### **1. 「社会保障・福祉政策の動向と対応」の発行**

社会保障、福祉政策各分野の制度動向と対応状況等を集約した「社会保障・福祉政策の動向と対応（政策動向）」を 2 か月に 1 回程度発行し、幹事会において提供するとともに政策委員会ホームページに掲載する。

#### **2. 「政策情報」のリニューアル**

社会保障、福祉政策の動向及び政策委員会の動向等を広報・周知するための「政策情報」（2 か月に 1 回）については、「全社協 Action Report」（1 か月に 2 回）とあわせて発行することとし、全社協政策委員会及び構成組織、都道府県・指定都市社協、本会理事・評議員、マスコミ等に配信する。

#### **3. 社会福祉関係予算に関する情報提供**

（1）「平成 29 年度厚生労働省予算概算要求の主要事項等 厚生労働省税制改正要望事項等関係資料」（8 月予定）

（2）「平成 29 年度厚生労働省予算案概要及び主要事項」（12 月予定）

#### 4. 政策提言・要望に関する情報提供及び調査研究

政策委員会が発した政策提言、要望書等はホームページに掲載する。また、必要に応じてそのための調査研究に取り組むとともに、社会福祉法人・福祉施設のデータベースの整備等を検討する。

#### 5. 全社協政策委員会ホームページ(平成 27 年度リニューアル)の活用

政策委員会の活動を積極的に広報・周知することなどを目的として、平成 27 年度にリニューアルした政策委員会ホームページの活用をはかる。

### **Ⅶ. 政策委員会 会議日程**

#### 1. 総会の開催

平成 28 年 5 月 20 日 (金) 13 時 30 分～15 時 00 分

#### 2. 幹事会の開催

政策委員会は幹事会を中心に運営する。幹事会は、隔月金曜日午後の開催(原則)を通し、ひろく福祉にかかわる政策課題への対応を図るほか、構成組織の持つ政策課題、国民生活に関わる具体的な課題への対応等について検討、協議する。

第 1 回	平成 28 年 4 月 15 日 (金)	13 時 30 分～16 時 00 分
第 2 回	平成 28 年 6 月 17 日 (金)	13 時 30 分～16 時 00 分
第 3 回	平成 28 年 8 月 26 日 (金)	13 時 30 分～16 時 00 分
第 4 回	平成 28 年 10 月 18 日 (火)	10 時 00 分～12 時 00 分
第 5 回	平成 28 年 12 月 22 日 (木)	13 時 30 分～16 時 00 分
第 6 回	平成 29 年 2 月 17 日 (金)	13 時 30 分～16 時 00 分

#### 3. その他会議の開催

社会福祉制度に関する要望の協議・検討作業、提言作成、調査研究等のための検討会等を必要に応じて設置・開催する。